

滝 沢 市
介護予防・日常生活支援総合事業
単位数サービスコード表

令和7年4月1日から適用

第11版

- 1 訪問型サービス(独自)サービスコード表
- 2 通所型サービス(独自)サービスコード表
- 3 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

第1版	平成29年4月3日
第2版	平成29年4月10日
第3版	平成29年6月14日 (算定項目の表現を変更)
第4版	平成30年10月1日 (H30報酬改定対応)
第5版	令和元年5月9日 (R元要綱改正対応)
第6版	令和元年8月15日 (R元報酬改定対応)
第7版	令和3年4月1日 (R3報酬改定対応)
第8版	令和4年10月1日 (介護職員等ベースアップ等支援加算対応)
第9版	令和6年4月1日 (R6報酬改定対応)
第10版	令和6年6月1日 (R6報酬改定対応)
第11版	令和7年4月1日 (R6報酬改定対応)

1 訪問型サービス(独自) サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		1,176	1月につき
	2111	訪問型独自サービス11日割		1176 単位	日割の場合	÷30.4日 39単位	39 1日につき
	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合		2,349	1月につき
	2211	訪問型独自サービス12日割		2349 単位	日割の場合	÷30.4日 77 単位	77 1日につき
	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合 ※要支援2		3,727	1月につき
	2321	訪問型独自サービス13日割		3727 単位	日割の場合	÷30.4日 123 単位	123 1日につき
	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		287 単位	287 1回につき
	2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179 単位	179
	2621	訪問型独自サービス23			(二)所要時間45分以上の場合	220 単位	220
	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合		12 単位減算	△12 1月につき
	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	÷30.4日 1 単位減算	△1 1日につき
	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合		23 単位減算	△23 1月につき
	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	÷30.4日 1 単位減算	△1 1日につき
	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合		37 単位減算	△37 1月につき
	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合	÷30.4日 1 単位減算	△1 1日につき
	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3 単位減算 △3 1回につき
	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算 △2
	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算 △2
	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11					
	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割					
	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12					
	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割					
	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13					
	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割					
	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21					
	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22					
	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23					
	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算	1月につき
	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算	
	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算	
	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		1日につき
	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		
	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算		
	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき
	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき
	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算		1回につき
	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき
	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき
	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき
	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき
	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	
	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	1回につき
	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 245/1000加算	1月につき
	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 224/1000加算	
	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 182/1000加算	
	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の 145/1000加算	

2 通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容省略	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回超	1,798 単位	1,798	1月につき	
	1112	通所型独自サービス11日割		要支援2	※1月の中で全部で8回超	59 単位	59	1日につき	
	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回超	3,621 単位	3,621	1月につき	
	1122	通所型独自サービス12日割		要支援2	※1月の中で全部で8回超	119 単位	119	1日につき	
	1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	436 単位	436	1回につき	
	1123	通所型独自サービス22		要支援2	※1月の中で全部で8回まで	447 単位	447		
	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		18 単位減算	△18	1月につき
	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			要支援2	日割の場合	÷ 30.4日	1 単位減算	△1
	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12	事業対象者・要支援1		日割の場合	÷ 30.4日	36 単位減算	△36	1月につき
	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	要支援2		日割の場合	÷ 30.4日	1 単位減算	△1	1日につき
	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1		4 単位減算	△4	1回につき	
	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22		要支援2		4 単位減算	△4		
	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		18 単位減算	△18	1月につき
	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			要支援2	日割の場合	÷ 30.4日	1 単位減算	△1
	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12	事業対象者・要支援1		日割の場合	÷ 30.4日	36 単位減算	△36	1月につき
	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割	要支援2		日割の場合	÷ 30.4日	1 単位減算	△1	1日につき
	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1		4 単位減算	△4	1回につき	
	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22		要支援2		4 単位減算	△4		
	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5% 加算		1月につき
	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割					所定単位数の 5% 加算		1日につき
	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数					所定単位数の 5% 加算		1回につき
	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		376 単位減算	△376	1月につき
	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		要支援2		752 単位減算	△752		
	6207	通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合		94 単位減算	△94	1回につき	
	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47 単位減算	△47	片道につき	
	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100 単位加算	100	1月につき	
	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240 単位加算	240		
	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50 単位加算	50		
	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200 単位加算	200		
	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)		150 単位加算	150		
	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)		160 単位加算	160		
	6310	通所型独自一体的サービスの提供加算	チ 一体的サービスの提供加算			480 単位加算	480		
6011	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88 単位加算	88			
6012	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ		要支援2		176 単位加算	176			
6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72			
6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅳ		要支援2		144 単位加算	144			
6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅴ	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1		24 単位加算	24			
6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅵ		要支援2		48 単位加算	48			
4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100 単位加算	100			
4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位加算	200			
6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20 単位加算	20	1回につき		
6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5 単位加算	5			
6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算			40 単位加算	40	1月につき		
6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 92/1000 加算				
6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 90/1000 加算				
6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 80/1000 加算				
6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の 64/1000 加算				

※事業所が送迎を行わない場合については、事業対象者・要支援1の場合は1月につき376単位の範囲内で、要支援2の場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容省略	算定項目				合成	算定	
種類	項目						単位数	単位	
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回超	1,798 単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
	8002	通所型独自サービス11日割・定超				59 単位		41	1日につき
	8011	通所型独自サービス12・定超		要支援2	※1月の中で全部で8回超	3,621 単位		2,535	1月につき
	8012	通所型独自サービス12日割・定超				119 単位		83	1日につき
	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	436 単位		305	1回につき
	8013	通所型独自サービス22・定超		要支援2	※1月の中で全部で8回まで	447 単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容省略	算定項目				合成	算定	
種類	項目						単位数	単位	
A6	9001	通所型独自サービス11・欠	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回超	1,798 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
	9002	通所型独自サービス11日割・欠				59 単位		41	1日につき
	9011	通所型独自サービス12・欠		要支援2	※1月の中で全部で8回超	3,621 単位		2,535	1月につき
	9012	通所型独自サービス12日割・欠				119 単位		83	1日につき
	9003	通所型独自サービス21・欠	ロ1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	436 単位		305	1回につき
	9013	通所型独自サービス22・欠			要支援2	※1月の中で全部で8回まで		447 単位	313

3 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

(滝沢市介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防ケアマネジメント)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成	算定
種類	項目						単位数	単位
AF	2111	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費		442 単位		442	1月につき
	2201		(ケアマネジメントA)		高齢者虐待防止措置未実施減算 438 単位		438	
	2202		事業対象者・要支援1・2 442単位	4単位減算	業務継続計画未策定減算 4単位減算	434 単位	434	
	2203			業務継続計画未策定減算 438 単位		438		
	4001	介護予防ケアマネジメント初回加算	ロ 初回加算		300 単位加算		300	
	6132	介護予防ケアマネジメント委託連携加算	ハ 委託連携加算		300 単位加算		300	

※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。